—			
100			
100			
100			
100			
—			
—			
—			
100			
100			
—			
100			
100			
100			
100			
—			
—			
100			
—			
100			
—			
—			
100			
100			
100			
100			
100			
100			
100			
—			

」

を

「

令和7年			
1月～3月	4月～6月		
100	100		
100	100		
—	—		
—	—		
100	100		
—	—		
100	100		
100	100		
100	100		
100	100		
—	—		
—	—		
—	—		
100	100		
100	100		
100	100		
—	—		
100	100		
100	100		
100	100		
100	100		
100	100		
100	100		
100	100		
—	—		
100	100		
100	100		
100	100		
100	100		
—	—		
—	—		
—	—		
100	100		
100	100		
—	—		
100	100		
100	100		
100	100		
100	100		
—	—		
—	—		
100	100		
—	—		
100	100		
—	—		
—	—		
100	100		
100	100		
100	100		
100	100		
100	100		
100	100		
100	100		
—	—		

」に改める。

別表第二中

「

令和7年			
1月～3月			
100			

」を

「

令和7年			
1月～3月	4月～6月		
100	100		

」に改める。

別表第三中「令和7年3月31日」を「令和7年6月30日」に改める。

○厚生労働省告示第三百二十六号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年一月一日から適用する。

令和七年十二月二十六日　厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一～二十九　（略）	第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一～二十九　（略）
三十　標準治療終了前におけるがんゲノムプロファイリング検査 イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状 進行再発固形がん（関連学会の化学療法に関するガイドライン等に基づき、全身状態及び臓器機能等から、当該検査実施後に化学療法の適応となる可能性が高いと主治医が判断した患者（標準治療が対象となる進行再発固形がん患者に限る。）であって、標準治療が終了する前の患者（局所進行又は転移が認められ標準治療が終了見込みとなる進行再発固形がん患者を除く。）に係るものに限る。）	（新設）